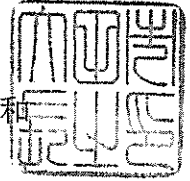


大田市公告 第99号

次のとおり予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第5条の規定により公告する。

令和3年9月17日

大田市長 楳野弘和



1. 予防接種の種類 高齢者のインフルエンザ
2. 対象者 ①65歳以上の者
②60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
3. 期日及び実施場所
令和3年10月1日から令和3年12月31日
指定医療機関（別紙のとおり）
4. 料 金 1,500円（ただし、生活保護世帯員は無料）
5. その他注意すべき事項
接種を受けることが適当でない者(接種不相当者)
 - ① 明らかに発熱のある人（37.5℃を超える者）
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ③ 過去にインフルエンザワクチンの接種を受けてアナフィラキシーを起こしたことがある者。なお、他の医薬品投与を受けてアナフィラキシーを起こした者は、今回のワクチンでもアナフィラキシーを起こす可能性があり、医師に接種を受ける前にその旨を伝えて判断を仰ぐこと。
 - ④ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者
 - ⑤ 過去に免疫不全の診断がなされている者
 - ⑥ その他、医師から予防接種を行うことが不適当な状態と判断された者